

直接請求における法令遵守の指導を求める意見書

平成17年9月29日うるま市議会解散請求書が市選挙管理委員会に提出、受理され、地方自治法で定める市民の直接請求の為の署名運動が10月1日より開始された。

もとより市民の直接請求の権利行使については尊重するが、権利の行使については、地方自治法で規定される直接請求の義務（遵守事項）と責任（罰則事項）等各種の制限条項があることも権利行使の請求代表者及び受任者は知るべきであり、これを侵した場合、個々にその刑罰的責任を負うのは至極当然である。

今回の市議会解散請求はその広報活動、署名収集方法等に事実に基づかない情報提供や地方自治法に抵触する違法な署名収集が行われ、その事実は市選挙管理委員会が11月24日書名簿の証明確定告示した無効署名数3,438人（偽造966人、代筆738人、重複1,474人、不在34人、その他226人）で明らかであり、断じて容認できるものではない。

今回の市議会解散請求は権利の行使にのみ重点をおき、その責任の基である上記署名活動の罰則規定について、請求代表者はもとより署名収集受任者も周知することなく、事実に基づかない広報ビラを配布しながら市民を煽動し、署名活動を行った行為もまた容認できるものではない。

さらに市選挙管理委員会の署名簿の証明確認が、11月24日署名総数29,232人 有効署名数25,794人 無効署名数3,438人と告示され、翌11月25日から7日間の縦覧期間が告示されたにもかかわらず縦覧告示の初日、請求代表者から署名者の利益保護のためとの理由で署名簿の取り下げ願いを出し、市選挙管理委員会も即日これを受理し署名簿を返付している。このことは、直接請求の一方の権利者である被解職請求者であるうるま市議会議員を含む関係人（確定選挙人名簿登録者）の名簿縦覧、異議申立及び訴訟等の権利行使を一方的に閉ざす行為であり、極めて遺憾である。

うるま市選挙管理委員会は、本請求前の署名簿の取り下げは可能と判断したが、取り下げの受理については、名簿縦覧の告示行為との関連から関係人の権利の保護も合わせて慎重に判断すべきだったと考える。

よって、本市議会は、地方自治法で定められる直接請求の権利の行使がある場合においては、当該請求に関連する全ての法令規定を遵守させるようその周知徹底策を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月27日

沖縄県うるま市議会

あて先

うるま市選挙管理委員会